

岩手県告示第339号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画事業の種類及び名称 平成9年建設省局告示第1807号水沢都市計画道路事業3・4・22号上川端北鶴ノ木線
- 2 施行者の名称 岩手県
- 3 事務所の所在地 奥州市
- 4 事業地の所在 奥州市水沢区羽田町宝生、久保、字堀ノ内及び字明正地内